

令和6年度山形県農業における外国人材活用トライアル事業 応募要領

山形県農業における外国人材活用トライアル事業（以下「本事業」という。）のトライアルを実施希望の農業者（以下「補助対象者」という。）は、下記に基づき応募してください。

なお、本事業は、県が山形県農業働き手確保対策協議会（以下「協議会」という。）に補助し、協議会が実施主体となります。

1 目的

生産年齢人口の減少に伴う農業の働き手不足が課題となる中、外国人材の活用による働き手不足解消に向けた新たな手法を検討するため、農繁期の異なる他県と連携した外国人材の短期雇用（以下「リレー派遣」という。）を試行的に取り組む農業経営体に対して支援します。

2 応募要件

本事業に応募するために、山形県内に主たる事業所を有する（1）から（4）までに掲げる要件を満たしている必要があります。

- （1）農業を営む個人又は法人であること。
- （2）外国人材の派遣を行う派遣会社と派遣に関する契約を締結できること。
- （3）外国人材の受入れにあたり、次の①から③までの全てを満たすこと。
 - ① 外国人材が居住する宿舎について、7.5㎡/人以上の居室空間を確保すること。
 - ② 宿舎と農作業に従事する場所までの通勤について、送迎等による妥当な通勤手段を提供すること。
 - ③ 外国人材が食料や日用品を調達するための店舗までの送迎支援や既存従業員等に対し外国人材への理解を醸成する取組み等、外国人材が本県で生活するにあたってのサポート体制を整えること。
- （4）本事業の評価検証等を行う協議会の取組みに協力すること。

3 補助要件等

本事業で支援する取組について、補助要件等は以下のとおりとします。

補助対象事業	補助要件	補助対象経費
1 リレー派遣による外国人材を活用する取組	外国人材を派遣により半年以内で受け入れすること	最大2人の外国人材に係る以下の経費 ① 派遣会社に支払う経費（外国人材の賃金相当額を除く） ② 家賃等住居に関する経費（外国人材から徴収する額を除く） ③ 外国人材が他県から本県に農作業に従事するために要する旅費

補助対象事業	補助要件	補助対象経費
2 1の取組に必要となる、外国人材の受入に係る環境整備の取組	上記1の取組みの補助対象者となること	1で支援の対象となる外国人材の宿舍に必要となる物品の導入経費。

なお、補助対象事業2の対象となる物品は、家電や生活用品など外国人材の生活に必要なもので、具体的な品目例は以下のとおりです。

区分	家電	生活用品
補助対象品目(例)	冷蔵庫／洗濯機／電子レンジ／炊飯器／電気ポット／ガス（IH）レンジ／掃除機／テレビ／エアコン等の生活に必要と認められる家電製品	食器類／調理器具／寝具類／物干し／テーブル／カーテン／家具（洋服入）／自転車／シャワーブース等の生活に必要と認められる生活用品

4 補助率及び補助上限額等

補助率等は本事業で支援する取組みごとに以下のとおりとします。

補助対象事業	補助率	補助上限額	備考
1 リレー派遣による外国人材を活用する取組	定額	14万円／人月	令和6年4月1日以降に受け入れる外国人材を対象とし、外国人材1人あたり、最大2か月まで補助
2 1の取組みに必要となる、外国人材の受入に係る環境整備の取組	補助対象経費の2分の1以内	50万円以内	令和6年4月1日以降の物品購入が対象

5 応募方法

(1) 募集期間

以下の期間ごとに受付し、その都度審査を行います。なお、予算額に達した場合は、その時点で終了となります。

- ・ 8月第1回受付分：8月16日まで受付
- ・ 8月第2回受付分：8月19日から8月30日まで受付
- ・ 9月第1回受付分：9月2日から9月13日まで受付
- ・ 9月第2回受付分：9月17日から9月30日まで受付

(2) 応募に必要な書類

- | | | |
|---|---|--------------|
| ① 要望調査書（様式1） | } | ワードファイルにより提出 |
| ② 経営状況確認書（様式2） | | |
| ③ 法人の場合は直近の貸借対照表及び損益計算書、
個人の場合は青色申告決算書または収支内訳書 | } | PDFにより提出 |
| ④ 定款（法人の場合） | | |

(3) 提出先、提出方法

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課あてに電子メールにより提出してください。

送信先メールアドレス： ynoshotoku@pref.yamagata.jp

6 補助対象者の採択

(1) ヒアリング等の実施

本事業における補助対象者の採択に先立ち、必要に応じて、申請者が第2の(3)で示した要件を満たすかについて、ヒアリングや現地調査等により確認します。確認ができなかった場合や、要件を満たすことが困難な場合には、不採択となります。

(2) 採択方法

前記5(1)に記載した期限ごとに提出された書類等が、要件に合致するか審査のうえ、採択します。なお、予算を超える応募があった場合、経営状況に基づいてポイント化し、ポイントの高い順に採択します。

(3) 結果の通知

申請者全員に対して、採択又は不採択の結果を通知します。

7 補助金交付決定等に必要手続き

採択通知を受領した補助対象者は、採択通知時に送付する事務連絡に従ってトライアル計画書の作成や補助金の交付申請について、適時適切に手続きを行ってください。なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

8 事業実施主体の義務

補助対象者は、事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。

9 問い合わせ先

山形県農業働き手確保対策協議会事務局

(山形県 農林水産部 農業経営・所得向上推進課内)

山形市松波二丁目8-1 023-630-2443

(様式1)

要望調査書

1 申請者名

--

2 申請者の概要

申請者の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

3 利用を想定する派遣企業の名称

--

4 外国人材が従事する予定の作業内容

1
2
3
4
5

※ 行が不足する場合は、行を追加すること。

5 派遣を希望する外国人材について

1人目	国籍		性別	
	契約期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

2人目	国籍		性別	
	契約期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

6 外国人材が利用予定の宿舎について（該当するものに「○」）

自己所有の物件		賃貸アパート	
その他（詳細を記述）	（ ）		

7 外国人材の通勤について

通勤時間	分	通勤手段	
------	---	------	--

8 外国人材の受入で新たに購入する物品等について

購入・レンタル予定品目	数量	購入金額（円）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
		合計

※1 行が不足する場合は、行を追加すること。

2 同様の内容が記載されている任意様式での提出も可とする。

(様式2)

経営状況確認書

項目8を除き、各項目の選択肢のいずれかのチェック欄に「○」を記載すること。

項目	選択肢	チェック
1 法人化の状況	法人化している（法人化を予定している）	
	法人化していない	
2 適切な労務管理	就業規則またはこれに準ずるもの（労使協定の締結等）があり、労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働について、他産業と同等の労働環境を規定 ^{※1} している	
	就業規則またはこれに準ずるものがあり、労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働について、他産業に近い ^{※2} 労働環境を規定している	
	就業規則またはこれに準ずるものがある	
	就業規則またはこれに準ずるものがない	
3 雇用の状況	常雇い ^{※3} （社員等）が複数いる	
	常雇いがいる	
	常雇いはいないが、臨時雇いを雇用している	
	雇用していない	
4 派遣人材の受入実績	既に日本人の派遣労働者を受け入れたことがある	
	既に日本人の派遣労働者を受け入れたことがない	
5 1日農業アルバイトアプリdayworkの活用状況	過去にアルバイトを受け入れている	
	今後、アルバイトを受け入れ予定である	
	活用予定なし	
6 農業所得の青色申告	既に行っている（現金式簡易簿記による青色申告を除く）	
	していない（現金式簡易簿記による青色申告を含む）	
7 収入保険の加入状況	加入している	
	加入していない	
8 県主催の農業経営塾等への参加	やまがた農業リーダー育成塾 ^{※4} に参加したことがある	
	県が主催する労務管理に関する研修会に参加したことがある	
9 申請者の販売金額	1億円以上である	
	3,000万円以上である	
	1,000万円以上である	
	上記以外	

※1 以下の①から④までのすべてが規定されていることが必要。

- ① 労働時間：労働時間が1日8時間・1週間40時間以内、週平均40時間以内（変形労働時間制）または年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすること
- ② 休憩：労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間中に確保すること
- ③ 休日：毎週1日以上または4週間を通じて4日以上の日を確保すること
- ④ 時間外及び休日の労働：1か月45時間・年間360時間以内または年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすること

※2 ※1の①から④までのうち、2つ以上が規定されている場合を指す。

※3 あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。

※4 やまがた農業経営塾（H29～R1）、やまがた農業経営実践塾（R2）を含む。